

物価高騰対策給付金 (1 児童あたり 2 万円の追加支給) のご案内

< 一部の世帯では申請手続きが必要です。 >

- 令和 6 年 12 月 13 日を基準日とした「物価高騰対策給付金（1 世帯あたり 3 万円）」（「3 万円給付金」といいます。）の支給対象世帯のうち、18 歳以下の児童がいる世帯に対して、1 児童あたり 2 万円を追加支給します。
- 対象世帯からの申請が必要な場合があります（詳しくは裏面へ）。

※ 令和 5 年度から実施している「物価高騰対策給付金」による「5 万円の追加支給」となった世帯でも、次の「追加支給の対象世帯」に該当するのであれば、受けることができます。

※ 今回は、令和 6 年度住民税均等割のみ課税世帯への給付は行いません。

追加支給額

1 児童あたり 2 万円

追加支給の時期

「3 万円給付金」の支給決定や申請書の受理から 3 ～ 4 週間後が目安です。

追加支給の対象世帯

次の①②いずれにも該当する世帯（低所得者の子育て世帯）

- ① 令和 6 年 12 月 13 日時点で大洗町に住民登録があること
- ② 「3 万円給付金」の支給対象世帯のうち、18 歳以下の
下の児童（※1）がいる世帯（※2）

（※1）平成 18 年 4 月 2 日～令和 7 年 5 月 30 日に生まれたこどもを指します。

（※2）別居している児童を養育している世帯も可能です。

詳しくは
裏面へ

申請などの締切は
令和 7 年 6 月 16 日（月）まで

追加支給の手続き

ア【手続きは必要ありません】すでに「3万円給付金」を受け取った または 支給決定を受けた世帯

- 町福祉課から「『1児童あたり2万円の追加支給』のお知らせ」が届きます。（一部の世帯で「お知らせ」により支給できない場合があります。その場合は、イ【手続きが必要です】をご案内します。）
- 「3万円給付金」と同じ銀行口座に振り込みます。
- 「2万円の追加支給」を受け取りたくない場合や銀行口座を変更したい場合には、町福祉課まで連絡してください。後日、届出書を郵送します。



イ【手続きが必要です】令和6年12月14日以降に生まれた新生児や別居している児童を養育している世帯など

- 「2万円の追加支給」を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書は、町福祉課、ホームページに備えてありますので、各自入手してください。（令和7年3月3日（月）～配布）
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課に提出してください。（郵送による提出可）
- 申請期限は、**令和7年6月16日（月）まで（当日消印有効）**です。



物価高騰対策給付金（3万円給付金）などの

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、大洗町や水戸警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係（役場1階5番窓口）



029-267-5111（内線151）

受付時間（平日のみ） 8時30分～17時15分



大洗町 給付金

検索